

# 仕 様 書

公益財団法人東京観光財団

## 第1 件名

令和5年度 富裕層向け旅行コンソーシアム Virtuoso におけるPR用クリエイティブ制作等業務委託

## 第2 事業目的

東京都（以下「都」という。）及び公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、更なる訪都旅行者数の増加及び観光消費額の拡大を図るため、滞在中に多くの消費が期待できることに加え、都市のイメージ向上にも寄与する富裕層の誘致に向けて、プロモーション活動を実施している。

その一環として、TCVB では米国の富裕層向け旅行コンソーシアム「Virtuoso」（以下「Virtuoso」という。）に年間で加盟し、会員のトラベルアドバイザー・一般会員向けに様々なプロモーション施策を実施している。本事業では、Virtuoso における各種広告等のクリエイティブ制作、及び制作に必要な業務等を行い、効率的かつ一貫した都市のイメージ訴求を図る。

## 第3 契約期間

令和5年7月13日から令和6年3月31日まで

## 第4 対象市場・ターゲット

- 1 Virtuoso に加盟している主に北米・南米地域のトラベルアドバイザー、及び一般会員。
- 2 ターゲットについての詳細は、TCVB が別途提供する資料を十分に参照し、東京の富裕層旅行者市場におけるプロモーションのターゲット像を十分に理解し事業にあたること。  
※ターゲットとする富裕層の定義は指名通知後に別途支給する「東京都が目指すべきターゲット像」参照。

## 第5 全体運営

- 1 ラグジュアリートラベル向け訴求ブランドイメージ  
ターゲットとする富裕層は、これまでの調査結果から、他と一線を画する「パーソナライズ化」「本物志向」「価値ある体験」を好むことが明らかになっている。ニーズに合った特別感の醸成のため、今年度の各種富裕層プロモーションにおいて活用してい

る「Tokyo Timeless Temptations」のマークを活用し、既に制作済みのプランナーズガイドや、都とTCVBが運用する富裕層向けウェブサイトTokyo Timeless Temptationsのイメージに沿った訴求をすること。

【「Tokyo Timeless Temptations」マークについて】

別紙1「富裕層PR用マークについて」を参照すること。

【富裕層向けウェブサイト「Tokyo Timeless Temptations」について】

<https://timelesstokyo.com/>

海外富裕層旅行者を取り扱うトラベルデザイナー等に対して、「旅行先としての東京」の認知度を向上させるとともに、富裕層旅行者が実際に東京で体験できることに関する情報を英語で発信している。

## 2 東京のブランディング戦略

都は世界に選ばれる旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、ブランドコンセプトを定めた。本事業の実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとしたアイコン及びキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下「アイコン」という。）に込められたメッセージを理解し、本事業におけるプロモーションと齟齬のないようにすること。

【アイコンとキャッチフレーズについて】

<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07.html>

【東京のブランディング戦略】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

【アイコン公式WEBサイト】

<https://tokyotokyo.jp>

## 3 Virtuoso におけるクリエイティブ等のイメージ

上記1、2のブランドイメージ、ブランド戦略の他にVirtuosoにおけるクリエイティブ等のイメージについては、Virtuosoの公式ウェブサイト

(<https://www.virtuoso.com/travel/>)を参照すること。

## 4 実施体制

ア 北米・南米地域の富裕層旅行者、富裕層を多く顧客に持つVirtuosoトラベルアドバイザー、都内サプライヤー等のニーズ、傾向、アフターコロナのトレンド、市場動向等を的確に捉え、ターゲット層に訴求力のあるクリエイティブ等を効率的且つ効果的に制作するための体制を整えること。また、Virtuosoの制作担当者や都内サプライヤー等との調整、写真素材の撮影・購入等を効率的且つ着実に実施するための体制を整えること。

- イ 本事業における実施体制を明確化し、再委託先会社等含め体制管理を徹底すること。
- ウ 指名通知後に別途支給する Virtuoso の年間スケジュールに合わせた各広告の制作スケジュールを明らかにした事業計画書を作成し、TCVB の承認を得ること。
- エ 業務の詳細について TCVB と協議の上決定し、進捗状況や確認事項を綿密に TCVB に連絡・報告すること。
- オ 事業完了後、速やかに報告書を作成し、TCVB に提出すること。

## 第6 実施内容

### 1 全般について

#### ア 委託内容の企画・実施について

受託者は、富裕層向け旅行地としての東京の魅力がターゲットに的確に伝わるよう、2以降に記載の委託内容をすべて企画・実施すること。

#### イ 制作スケジュールについて

事業の実施にあたっては、東京の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で実施すること。また、各広告の制作スケジュールのもと遅滞なく業務を行うこと。

#### ウ 調整・許諾申請等業務

必要に応じて関係者（Virtuoso 制作担当者、都内サプライヤー、都内施設、TCVB 等）との調整を行うこと。また、クリエイティブ等制作において必要な許諾に要する一切の業務を行うこと。

#### エ 経費等

(ア)必要に応じて撮影が必要になる場合は、撮影や編集に係る一切の経費（キャスティング費、機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、飲食費、撮影許可取得に要する経費、各種データ費、フッテージ使用料等）は、全て事業費に含むものとする。

(イ)必要に応じて写真素材等の購入・確保が必要になる場合は、購入・確保に係る一切の経費を全て事業費に含むものとする。

#### オ 撮影上の注意

業務上で撮影が必要な場合は、事前に管理者等に撮影及び写真使用の許可を得ること。

### 2 Virtuoso 出稿用各種クリエイティブの制作等

以下、ア～オのクリエイティブ制作、及びその上で必要な業務を行うこと。クリエイティブ制作の際は、指名通知後に別途支給する「統一クリエイティブ」、及び「Virtuoso 2023 Marketing Media Kit Preferred Partners」（以下、「Marketing Media Kit」という。）を

参照すること。また、取り上げるコンテンツの提案にあたっては、以下ウェブサイトへの誘導を考慮し、可能な限り同ウェブサイトの掲載内容から選定すること。

<https://timelesstokyo.com/>

ア 雑誌広告（年3回程度）

(ア)Virtuoso が主に北米のターゲットに向けて発行している以下の雑誌類（印刷）に出稿する1面広告を制作すること。

- ① 隔月で発行される雑誌：年1回掲出を想定。北米地域の厳選された会員とトラベルアドバイザーに向けて発行され、各号でテーマが設定されている。
- ② 毎月発行されるカタログ：年2回掲出を想定。毎月テーマが設定され、そのテーマに関心のある北米の会員とトラベルアドバイザーに向けて発行される。

(イ)上記(ア)の各雑誌に出稿する1面広告の制作にあたっては、指名通知後に別途支給する「統一クリエイティブ」を各雑誌の寸法に合うようリサイズすること。なお、「統一クリエイティブ」のリサイズにて一貫したブランドイメージを原則とするが、バリエーションを持たせるなどの展開が可能であればその提案を妨げない。

(ウ)広告に挿入する各種ロゴについては、Virtuoso 及び TCVB から提供するものを使用すること。

(エ)Virtuoso の制作スケジュール・出稿時期・回数等に変更が生じた場合は、Virtuoso 制作担当者及び TCVB 等と調整の上、適宜対応すること。

イ メール広告（年3回程度）

(ア)Virtuoso が主に北米と南米のターゲットに向けて配信するメール広告の制作に必要な業務を行うこと。メール広告の種類と必要な素材は以下のとおりである。なお、メール広告は以下で提供する素材をもとに Virtuoso の制作チームが規定のフォーマットで作成する。

- ① 会員向け E メール：北米1回・南米1回で実施予定。Virtuoso に加入している都内サプライヤーを最大5社まで紹介可能。写真5～8枚、及び東京の紹介コンテンツ4～5案を提案すること。
- ② テーマ付き会員向け E メール：北米1回で実施予定。月ごとにテーマが設定されており、Virtuoso に加入している都内サプライヤーを最大3社まで紹介可能。写真4枚、及び東京の紹介コンテンツを4～5案提案すること。

(イ)メール広告の制作にあたり、TCVB と協議の上、写真の選定及び紹介コンテンツの提案を行うこと。

(ウ)写真については、TCVB 及び都内サプライヤーから提供されたもの、又は必要に応じて撮影・購入等したものから選定すること。

- (エ)動画については、TCVB から提供されたものを使用すること。
- (オ)広告に挿入する各種ロゴについては、Virtuoso 及び TCVB から提供するものを使用すること。
- (カ)メール広告内にて取り上げる都内サプライヤーの提案及び調整を行うこと。
- (キ)Virtuoso の制作スケジュール・出稿時期・回数等に変更が生じた場合は、Virtuoso 制作担当者及び TCVB 等と調整の上、適宜対応すること。

ウ 記事広告、及び Social Media Post (年1回程度)

- (ア)Virtuoso がウェブサイトのトップページにて掲載する記事広告の制作、及び同記事に遷移する Social Media Post に必要な業務を行うこと。なお、記事広告の種類と必要な素材は以下のとおりである。以下で提供する素材をもとに Virtuoso の編集チームがライティングを行う。

オンライン記事広告：Virtuoso の公式ウェブサイトのトップページに 2 週間に渡り掲出される。テーマ、紹介するサプライヤー、写真の枚数等は Virtuoso と調整の上、決定する。

- (イ)記事広告の制作にあたり、TCVB と協議の上、テーマ・紹介コンテンツの提案、及び写真の選定を行うこと。Social Media Post については、記事広告に使用する写真の中から一枚を選定すること。
- (ウ)写真については、TCVB、及び都内サプライヤーから提供されたもの、又は必要に応じて撮影・購入等したものから選定すること。
- (エ)広告に挿入する各種ロゴについては、Virtuoso、及び TCVB から提供するものを使用すること。
- (オ)記事広告内にて取り上げる都内サプライヤーの提案及び調整を行うこと。
- (カ)Virtuoso の制作スケジュール・出稿時期・回数等に変更が生じた場合は、Virtuoso 制作担当者、都、TCVB 等と調整の上、適宜対応すること。

エ バナー広告 (年1回程度)

- (ア)Virtuoso のウェブサイトにて掲載する各種バナー広告を制作すること。第6項2のアに記載の雑誌広告と統一的なイメージで制作することとし、指名通知後に別途支給する「統一クリエイティブ」を必要に応じてリサイズすること。なお、バナー広告の種類は以下のとおり。

横型バナー：掲出を年2回程度想定。各回につき2週間掲出される。

- (イ)広告に挿入する各種ロゴについては、Virtuoso 及び TCVB から提供するものを使用すること。
- (ウ)Virtuoso の制作スケジュール・出稿時期・回数等に変更が生じた場合は、Virtuoso 制作担当者及び TCVB 等と調整の上、適宜対応すること。

オ トラベルアドバイザー向け E ラーニング (年1回程度)

- (ア)Virtuoso のトラベルアドバイザー向けの E ラーニング制作に必要な業務を行うこと。制作にあたっては、以下の「他都市のサンプル例」を参照すること。

本EラーニングはVirtuoso ウェブサイト上のトラベルアドバイザー専用研修ページに6カ月に渡り掲載される。なお、以下(イ)～(エ)に記載の素材をもとにVirtuosoの制作チームが規定のフォーマットに沿って制作を進める。(英語) また、南米向けの翻訳についてもVirtuoso側で行う。

「他都市のサンプル例」

[Montréal: the best island getaway in Canada \(2022\) - Overview | Rise 360 \(articulate.com\)](#)

- (イ)Eラーニングの制作にあたり、Virtuoso、及びTCVBと協議の上、紹介コンテンツ、及び写真の選定を行うこと。
- (ウ)写真については、TCVB、及び都内サプライヤーから提供されたもの、又は必要に応じて撮影・購入等したものから選定すること。
- (エ)Eラーニングに使用する各種ロゴについては、Virtuoso、及びTCVBから提供するものを使用すること。
- (オ)Virtuosoの制作スケジュール・出稿時期・回数等に変更が生じた場合は、Virtuoso制作担当者及びTCVB等と調整の上、適宜対応すること。

## 第7 完了報告と契約代金の支払いについて

### 1 契約代金の支払いについて

受託者への支払は、履行検査完了後適法な支払請求書の受領に基づき30日以内に一括で支払うものとする。その際、TCVBの承認をもって請求書を発行すること。

### 2 完了報告と成果物の提出について

#### ア 委託完了届

別紙2「委託完了届」を提出すること。

#### イ 実施報告書

A4版縦、横書きカラー、Microsoft Power Pointで作成の上、電子データを納品すること。

※ 目次、体裁、提出期限等はTCVBと協議のうえ決定する。

※ Microsoft Word、Microsoft Excel等を使用する場合には別紙として添付すること。

## 第8 納入場所

TCVBの指定する場所

## 第9 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVBと協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

## 第10 作成物・成果物に関する権利の帰属

- 1 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- 2 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て TCVB に帰属する。
- 3 本件委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- 4 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- 5 上記 1、2、3、4 の規定は、「第 9 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- 6 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

## 第11 委託事項の遵守・守秘義務

- 1 受託者は、本契約業務の実施にあたって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

## 第12 個人情報の保護

- 1 別紙 3 「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」を遵守すること。
- 2 本件における「個人情報」とは、本事業を遂行するために TCVB が収集・保管する情報のうち、TCVB 職員を含め、本事業の遂行の関係者の氏名／メールアドレスなどを指す。また、他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（ユーザーID やアカウント名など）も同様に個人情報とみなす。
- 3 本事業の遂行にあたり「第 9 第三者委託の禁止」により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が個人情報を扱う場合は、別紙 3 「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。  
ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

### 第13 その他

- 1 仕様書に記載のない条件については、両者協議の上、決定する。
- 2 その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- 3 本事業の委託者はTCVBであるが、現地における実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- 4 TCVBは必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

<連絡先> 公益財団法人東京観光財団 観光事業部

担当： 秋山・松本

電話：03-5579-2683